

さない(省令附則)。

尙毛絲販賣價格取締規則の違反は、輸出入臨時措置法第五條の適用を受け、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることとなつてゐる。

最後に毛絲のみ最高價格を設けて毛織物は如何するかといふ疑問が起るが、毛絲を抑へれば毛織物は之に随ひ間接的に價格を抑へられるし、毛織物は種類が多く且一般の大衆に關係が多いので、中央物價委員會に公定價格其の他の物價對策を講ぜしめることとなつてゐるので、毛絲販賣價格取締規則には規定されてゐない。

第三 運用方針

毛絲販賣價格取締規則第一條の規定により、最高價格を設定する毛絲の種類及最高價格が、昭和十三年八月廿四日付を以て左の如く商工大臣より告示され、同廿六日から施行された。

- 一 適用毛絲の種類 最高價格を設定する毛絲は
- イ 毛織物 メートル式番手二〇番以上七十番以下

ロ メリヤス毛絲 單絲にしてメートル式番手三十二番のもの及双撚絲にして十六 $\frac{1}{2}$ 以上四十八番以下のもの

ハ 手編毛絲 メートル式番手九番以上十六番以下のもの等三種類の毛絲の内

イ 純毛のもの

ロ 純毛以外の纖維(スフ其他)を一割、二割、三割、四割、五割、六割、七割又は八割混紡したるもの

のみに限られ、紡毛絲は技術的に最高價格設定困難なるにつき設定せず、又山羊毛、駱駝毛、アソゴラ兔毛、家蠶絹、野蠶絹の纖維を二割以上混紡したものは、生産奨励のため最高價格を適用しない。生産奨励といふのは、之等は羊毛の如く外國より巨額に仰ぐと異り、國內で原料が出来るからである。

二 最高公定價格 次に最高價格は如何かといふに、此の場合製造者が仲間商人に賣る値段と、仲間商人が消費者に賣る場合の値段とに分けて、左の如く決定されたのである。

公定價格

第三 運用方針

A 毛絲を製造又は加工する者が販賣する場合

(イ) 毛織物 (單位一封度)

番手混紡割合	純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
二十番	三〇一	二九六	二九一	二八六	二八一	二七六	二六六	二五六	二四一
三十番	三〇三	二九八	二九三	二八八	二八三	二七八	二六八	二五八	二四三
三十二番	三〇四	二九九	二九四	二八九	二八四	二七九	二六九	二五九	二四四
三十六番	三〇六	三〇一	二九六	二九一	二八六	二八一	二七一	二六一	二四六
四十八番	三一二	三〇七	三〇二	二九七	二九二	二八七	二七七	二六七	二五二
五十二番	三二七	三一二	三〇七	三〇二	二九七	二九二	二八二	二七二	二五七
六十番	三二二	三一二	三一二	三〇七	三〇二	二九七	二八七	二七七	二六二
六十四番	三二三	三二二	三一七	三一七	三〇七	三〇二	二九七	二八七	二六二
七十二番	三四五	三四〇	三三三	三三〇	三二五	三二〇	三一〇	三〇〇	二八五
二十番	三〇四	二九九	二九四	二八九	二八四	二七九	二六九	二五九	二四四
三十番	三〇六	三〇一	二九六	二九一	二八六	二八一	二七一	二六一	二四六
三十二番	三〇七	三〇二	二九七	二九二	二八七	二八二	二七二	二六二	二四七
三十六番	三〇九	三〇四	二九九	二九四	二八九	二八四	二七四	二六四	二四九

双撚絲

四十八番	三一五	三一〇	三〇五	三〇〇	二九五	二九〇	二八〇	二七〇	二五五
五十二番	三二〇	三一五	三一〇	三〇五	三〇〇	二九五	二八五	二七五	二六〇
六十番	三二五	三二〇	三一五	三一〇	三〇五	三〇〇	二九〇	二八〇	二六五
六十四番	三二六	三二一	三一六	三一〇	三〇五	三〇〇	二九〇	二八〇	二六五
七十二番	三四八	三四三	三三八	三三三	三二八	三二三	三一三	三〇三	二八八

イ 二十番手以上七十二番手以下にして本表に記載なき番手の毛絲は本表記載の番手の中最も近き太番手のものと同値とす。

ロ 混撚絲は六十錢上げ、空絲は七十錢上げ、ネーラー絲は八十五錢上げとす。

ハ 黒片染絲は混紡割合一割に付二錢上げ、其の他の片染絲は混紡割合一割に付五錢上げとす。

(ロ) 眞大小毛絲

(單位一封度)

番手混紡割合	純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
十六番	三九九	二九四	二八九	二八四	二七九	二七四	二六四	二五四	二三九
二十番	三〇〇	二九五	二九〇	二八五	二八〇	二七五	二六五	二五五	二四〇
三十二番	三〇五	三〇〇	二九五	二九〇	二八五	二八〇	二七〇	二六〇	二四五
三十六番	三〇八	三〇三	二九八	二九三	二八八	二八三	二七三	二六三	二四八
四十八番	三一五	三一〇	三〇五	三〇〇	二九五	二九〇	二八〇	二七〇	二五五

第三 運用方針

三〇五

イ 十六番手以上四十八番手以下にして本表に記載なき番手の双撚絲は本表記載の番手の中最も近き太番手のものと同値とす

ロ 後染のものは三十錢上げ、先染のものは四十五錢上げとす。

(ハ) 手 毛 絲

(單位一封度)

香水 混紡割合	純毛	一割	二割	三割	四割	五割	六割	七割	八割
九番	二・九二	二・八七	二・八二	二・七七	二・七二	二・六七	二・五七	二・四七	二・三二
十六番	三・〇〇	二・九五	二・九〇	二・八五	二・八〇	二・七五	二・六五	二・五五	二・四〇

イ 九番手以上十六番手以下にして本表に記載なき番手の毛絲は九番手のものと同値とす。
ロ 後染のものは三十錢上げ、先染のものは四十五錢上げとす。

B 毛 絲 (手編毛絲を除く) を販賣する者 (毛絲を製造又は加工する者を除く) が消費者に對し販賣する場合

毛絲を製造又は加工する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の四を加へたる價格とする。つまり商人の口錢が四分である。

三 物價取締規則との關係 以上の如く毛絲販賣價格取締規則が制定公布されたので、從來物

品販賣價格取締規則の適用を受けてゐた毛絲を除外することとなり、商工省では官報を以て、商工大臣が此の旨告示 (昭和十三年八月二四日 商工省告示第二四九號) した。最高價格の適用なき毛絲については、從來通り物品販賣價格取締規則によるものである。

〔參考〕 商工省告示第二四十九號

昭和十三年七月商工省告示第二四八號中左ノ通改正ス

第一項但書中「又ハ人造絹絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ」ヲ「人造絹絲販賣價格取締規則又ハ毛絲販賣價格取締規則ノ適用ヲ受クルモノ (手編毛絲ニ在リテハ之ヲ製造スル者が販賣スルモノニ限ル)」ニ改ム

リンク制

近代戦争は物資戦争であるから、實に巨大な物資の消耗を伴ふものである。我國も支那事變勃發以來、この戦争遂行のための諸物資は、非常な増加をしてゐる。然しどの國でもさうであるやうに、戦争に要する諸物資は、到底國內だけでこれを自給し得ず、多量の部分を輸入に俟たねばならない。

かゝる大量の輸入を放任しておくときは、我國の貿易況は非常な入超となり、爲替相場を暴落させ、従つて國內物價の暴騰を招き、所謂悪性インフレーションを惹起しないとも限らない。

そこで政府は、戦争用物資以外の物資には全面的の輸入抑制を行つてゐるのである。この輸入抑制政策には、然しつぎのやうな缺陷がある。それは我國が原料の輸入國で、製品の輸出國である關係から、輸入をおさへれば輸出もそれだけ萎縮する結果とな

ることである。現に昭和十三年上半期の貿易統計は、この事實をはつきり現はしてゐる。

政府は、この缺陷を矯正する意味で、輸出と輸入を連繫する制度、つまりリンク制を實施してゐる。リンク制度とは、原料の輸入を、その製品の輸出に結びつけること、云ひ換へれば、輸出さへ出来れば、それに比例してその原料はいくらでも輸入出来るといふ仕組みである。

棉花と綿製品、羊毛と毛織物、人絹パルプと人絹などのリンク制度はその代表的のものである。

リンク制度には個別リンクと総合リンクとある。個々の商品の原料と製品とのリンク制は個別リンクであり、多数の商品と多数の原料とを総合して、結びつけるのが、総合リンクである。

このほか輸出した場合に獲得する輸入権が個人に属するか、團體に属するかは區別に従つて、個人リンクと團體リンクといふ區別もある。



第十三講

人絹の公定價格



第十三講 人絹の公定價格

第一總 說

人絹絲の價格は輸出價格を上廻つて内地價格が昂騰せんとする傾向にあり、そのため印度市場に於ては伊太利人絹が邦品の有力なる競争者となつて登場しつゝあり、よつて一は對外的に輸出競争力を與へるためと、一は國家の物價對策のため、商工省では人絹絲の公定價格を制定することとなり、輸出入臨時措置法に基き人造絹絲販賣價格取締規則を七月廿三日付を以て公布、廿五日より實施した。

第二規則の骨子

同規則は四ヶ條より成る原則的な大綱を規定し、細目は告示に譲つてゐるが、その内容を解説

すると

一 人絹絲は、如何なる名義を以てするを問はず、最高價格を超ゆる對價を以て販賣することは出來ない、そして最高價格は、商工大臣が告示する(省令第一條)。

二 最高價格設定の人絹絲に付ては、最高價格を超ゆる對價を以て販賣したのと同一の利益をあげる目的で、買戻し約款を付したり、他の商品と併せ販賣したり、其の他に似た様な行爲をなすことを得ない。例へば最高價格が百圓であつたとして、甲が乙に買戻約款付で九十圓で賣り、更らに甲が乙から七十圓で買戻して、二十圓儲け然る後甲が乙に再び九十圓で賣つたとすると、形式的には最高價格以下の販賣であつても、實質的には甲は百十圓で賣つて最高價格を超へて販賣したことになる。組み合せ販賣といふのは、人絹は最高價格の範囲内で賣るが、人絹と一緒に最高價格のない他の商品と組合せて不當なる高い價格で賣れば、實質的には人絹の最高價格を超へた値段で賣つたと同様の利益を得る譯である。で當局はかうした脱法行爲は認めないと言ふのである(省令第二條)。

三 最高價格を設定せる人絹絲は、その販賣をなす月より六ヶ月目以後に受渡をなすことを條

件として受渡をなすことを得ない。之は先物の賣買を自由にすると、人絹の需給が窮屈化する惧があるからである。然し輸出註文がある場合は、先物の取引が必要であるから此の場合商工大臣の許可を得て認めることとなつてゐる(省令第三條)。

四 最高價格を設定せられざる人絹絲は、自由な價格で賣買するのは差し支へないが、之とても不當の暴利で販賣される様なことになつては困るので、商工省は之を監視するために、最高價格適用外の人絹絲に付ては、販賣業者をして毎月十日迄に、前月中の販賣數量及金額を商工大臣に届出させることにした(省令第四條)。

五 以上の最高價格制施行によつて、差し當り困るのは、施行前に最高價格を超へた販賣契約をなし、本規則施行後に受渡するもので、之に對しては當局は事情を考慮し、九月卅日迄に受渡するものは差し支へないものとして認容するが、十月一日以後に受渡するものは、假令本規則施行前になした契約のもので、最高價格を超ゆることを得ないこととした(省令附則)。

尙人絹販賣價格取締規則に違反した場合は、輸出入臨時措置法第五條の適用によつて、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられることとなつてゐる。

第三 公定價格の告示

人造絹絲販賣價格取締規則第一條に基いて最高價格を設定される人絹絲の種類及最高價格は、左の如く昭和十三年八月廿三日付を以て商工大臣から告示され同廿五日より施行した。

註 尙人絹絲標準品の價格のみをかゝり、格付は省略したが、格付の追加訂正に関する商工大臣告示は、昭和十三年九月三日發せられた。

第一 人造絹絲の種類

- ビ ス (一二〇、一五〇、二〇〇、二五〇又は三〇〇デニールのもの)
- マルチ艶有 (七五、一〇〇又は一二〇デニールのもの)
- マルチ艶消 (七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールのもの)
- ペンベルグ (三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールのもの)
- マテザ (四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又は一五〇デニールのもの)

第二 最高價格

△ 人造絹絲を製造する者が販賣する場合

イ) ビス

デニール	銘	柄	呼稱	最高價格(單位百封度)
一二〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	八八・〇〇
一五〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	八五・〇〇
二〇〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	八三・〇〇
二五〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	八一・〇〇
三〇〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	八一・〇〇

スプール捲、コロン捲又はチーズ捲は二圓上げとす
格付表は省略す

(ロ) マルチ艶有

デニール	銘	柄	呼稱	最高價格(單位百封度)
七五 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	一三五・〇〇
一〇〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	一一二・〇〇
一二〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	九〇・〇〇

第三 公定價格の告示

第十三講 人絹の公定価格

スーパー捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす
格付は省略

(ハ) マルチ龍清

デニール	銘	柄	呼稱	最高価格(單位百封度)
七五 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	A	一三八・〇〇
一〇〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	A	一一五・〇〇
一二〇 (認)	富士標	(東京人造絹絲)	I	九三・〇〇
一五〇 (認)	金 鷄	(東洋紡績)	I	九二・〇〇

スーパー捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす
格付は省略

(ニ) ベンベルグ

デニール	銘	柄	呼稱	最高価格(單位百封度)
三〇 (認)	ベンベルグ	(旭ベンベルグ)	A	一二〇・〇〇
四〇 (認)	ベンベルグ	(旭ベンベルグ)	A	一九〇・〇〇
六〇 (認)	ベンベルグ	(旭ベンベルグ)	A	一六〇・〇〇
七五 (認)	ベンベルグ	(旭ベンベルグ)	A	一四〇・〇〇

スーパー捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす
格付省略

(ホ) マテザ

デニール	銘	柄	呼稱	最高価格(單位百封度)
四〇 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	二〇〇・〇〇
六〇 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	一七〇・〇〇
七五 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	一五〇・〇〇
一〇〇 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	一二五・〇〇
一二〇 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	一一五・〇〇
一五〇 (認)	マテザ	(旭ベンベルグ)	A	一一三・〇〇

スーパー捲、コーン捲又はチーズ捲は二圓上げとす
格付省略

一等級品との格差欄中下何圓とあるは當該銘柄の一等級品の何圓下げとす

第三 公定価格の告示

B 人造絹絲を販賣する者（人造絹絲を製造する者を除く）が消費者に對し販賣する場合

人造絹絲を製造する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の三を加へたる價格

註 此の規定は仲間商人の口錢を定めたもので、製造者から何人の仲間商人を経ても最終の消費者（機業家等）に渡る時の價格は最高價格に百分の三を加へたものを超へることは出来ない。

第四 人絹の番手制限

商工省では昭和十三年七月廿三日人造絹絲販賣價格取締規則を公布、廿五日より實施することとなつたので、之に伴ひ人絹絲の番手制限を行ふこととなり、廿三日付を以て輸出入臨時措置法に基き商工省令を公布廿五日より施行した。人絹絲の番手制限を行つたのは、最高價格のない絲を製造する脱法行爲を防止するためと、不用不急の番手を制限せんがためである。尙本令の違反は輸出入臨時措置法第五條違反として一年以下の徴收又は五千圓以下の罰金に處せられる。

人造絹絲ノ太サ制限ニ關スル件（昭和十三年七月二十三日）
（商工省令第六四號）

人造絹絲ヲ製造スル場合ニ於テハ輸出品（關東州、滿洲國又ハ中華民國ニ輸出スルモノヲ除ク以下同ジ）

及輸出品ノ原料又ハ材料ニ用フルモノヲ除クノ外其ノ太サヲビスニ在リテハ一二〇、一五〇、二〇〇、二五〇又ハ三〇〇デニール、マルチ艶有ニ在リテハ七五、一〇〇又ハ一二〇デニール、マルチ艶消ニ在リテハ七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、ペンベルグニ在リテハ三〇、四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニール、マテザニ在リテハ四〇、六〇、七五、一〇〇、一二〇又ハ一五〇デニールト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五 人絹價格と物品販賣價格取締規則との關係

人絹最高價格の設定により、從來人絹に適用されてゐた纖維製品販賣價格取締規則より人絹絲を除外することとなり、商工省では昭和十三年七月廿三日付を以て、輸出入品臨時措置法に基き商工省令を公布、廿五日より實施した。尙纖維製品販賣價格取締規則は、同七月廿八日物品販賣價格取締規則改正に關する商工省令によつて、七月廿八日吸收され廢止となつたが、物品販賣價格取締規則と人造絹絲販賣價格取締規則との關係は、次の如くである。即ち人造絹絲で最高價格の適用のない人絹絲に對しては、物品販賣價格取締規則が適用され、最高價格の設定された人絹絲は、人造絹絲販賣價格取締規則が適用されるのである。

第五 人絹價格と物品販賣價格取締規則との關係

人絹

人絹即ち人造絹絲は、屑綿、木材パルプ等の植物性纖維素を原料とし、これを溶解劑の作用によつて解膠分散させて「コロイド紡絲液」を作り、これを白金冠の細孔若くは毛細硝子管から壓出して還元凝固させ最後にこれを漂白仕上加工したものである。

ス・フ即ち人造纖維は、人絹製造の一方方法である。ヴィスコーズ法により、紡絲液を普通人絹よりも遙に小さな紡絲孔から一時に多條を壓出させ、これを凝固前に引き伸して、紡絲孔の半分位の太さに造り、更に諸工程を経てから綿のやうに引き伸ばしたものである。(この點が人絹と異なる)

人絹の織度は、生絲同様長さ四五〇米のものを標準として、重量〇・〇五瓦のものを一デニールと呼び、重量の加はるにつれて、デニールの數を増して行く。獨乙ペンベルグ會社の製品アドラー絲の如き

は單絲で〇・六デニールの細い絲が出来る。普通ヴィスコース絲で、六デニール位である。我國では一二〇デニールの生産が最も多く七割を占めてゐる。

左に販賣價格取締規則中の用語を解説する。

ビス 人絹の製作過程においてノズルと稱する紡出口を、人絹原料が通過する。そのノズルの穴數が三十から三十五までのものがこのビスである。つまりマルチに比較して、それを組成する纖維が少いのであるから、人絹としての太さはマルチより太いものである。

マルチ 右のノズルが五十から五十五のもの、つまり人絹を組成する纖維の數が多いのであるから、同じデニールとすれば、人絹としての太さは細いもので、一言にして云へばビスより高級品である。

フライト スフの光つてゐるものである。


ダル 艶消しのスフ。



第十四講

ステープル・ファイバーの

強制混用と公定價格



第十四講 ステープルファイバーの強制混用

と公定價格

第一章 ステープルファイバーの強制混用

第一概 説

毛絲や毛織物の原料たる羊毛の輸入制限に伴ひ、商工省では輸出及軍需用を除いて國內民需用の毛絲及毛織物には、ステープルファイバーを混用し、羊毛の喰ひのばしを計ることを決定、輸出入臨時措置法に基き毛製品スフ混用規則を昭和十二年十月十一日公布したが、この時は一部の毛製品に止まり、次いで十二月廿七日の改正を経て、昭和十三年七月十日全面的な改正を行つた。

本改正省令は、昭和十三年七月八日付を以て公布、十日より實施せるもので、その改正骨子を拾つてみると

一 混用範圍の擴大 スフ混用範圍を擴大した。從來毛織物は全部、毛絲は手編毛絲のみにスフ混用を命じてゐたのを、今後は梳毛絲、紡毛絲にもスフ混用を強制し、之によつて毛絲、毛織物は凡てスフを混用しなければならなくなつたのである。

二 混用割合の引上 スフ混用割合を引上げた。從來毛織物は二割乃至三割のスフ混用であつたのを、今後は紡毛織物を除き五割以上のスフ混用を命じた。

三 規格の統一 公定價格制度をくりぬけるために、故意に規格の違つたものをつくる者がないとは限らない。そこで政府は梳毛絲の番手制限を行ひ、規格統一を計つた。

四 支那への輸出禁止 中華民國を國內同様に扱ひ、輸出向としてスフを混用しない純毛製品を中華民國向として販賣することを得ないものとした。中華民國は日本の圓プロツク内の國であつて、之に輸出しても日本の圓紙幣を稼ぐのみで、外國に通用する外貨とならぬからである。

次に省令の説明に入らう。

第二 法令の骨子

一 梳毛絲を製造する場合には、輸出向（滿洲國、中華民國、關東州への輸出は輸出と認めない）を除いて國內向はその太さを制限する。即ちメートル式番手九番、十六番、二十番、三十番、三十二番、三十六番、四十八番、五十二番、六十番、六十四番、七十二番となし不用の番手を整理し、同時にステープルファイバー其他毛又は綿に非ざる纖維を重量割合に於て、五割、六割、七割、八割又は九割混紡しなければならぬ。勿論特別の事情（軍需用のもの其他）あるにより地方長官の許可を得たる場合は此の限りではない。そして買ふ者に判る様に梳毛絲に混用せる纖維の種類（例へばスフとか）及混用割合を表示しなければならぬ（省令第一條）。

二 紡毛絲を製造する場合には輸出向を除いて、國內向はスフ其他毛又は綿に非ざる纖維を重量割合で二割以上混用しなければならぬ。但し特別の事情（軍需用）により地方長官の許可を受けたる場合は此の限ではない（省令第二條）。

三 毛織物（毛布、膝掛、襟巻を含む以下同じ）又は毛メリヤスを製造する場合には、輸出を

除いて國內向は、スフ其の他毛又は綿に非ざる纖維を次の重量割合で混用しなければならない。

梳毛織物

五割以上

紡毛織物

毛布、膝掛、肩掛、襟巻

三割以上

其他

二割以上

毛メリヤス

三割以上

勿論特別の事情（軍需用）ある場合には、地方長官の許可を得て例外を認め得る（省令第三條）。

四 輸出向として製造したる毛絲、毛織物、毛メリヤスを譲受けたる者は、之に本邦、關東州、中華民國向消費に充つるため販賣することを得ない。勿論特別の事情あるにより地方長官の許可を得たる場合は此の限りではない（省令第四條）。

五 本規則の違反に對しては、輸出入品臨時措置法第五條の適用によつて一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる。

第二章 ステープルファイバーの公定価格

第一 概 説

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲は、棉花及羊毛の消費制限によつて需要が増大し、価格は騰貴傾向を辿つたのであるが、その原料は、人絹用のパルプで輸入品なので、これは我が國として無制限に輸入することは出来ない（スフの月産は約三萬五千捆くらひである）。従つてスフヤスフ絲の値段は高くなつてゆく。商工省では之を抑制するためスフ及スフ絲の最高價格を設定することとなり、輸出入臨時措置法に基きステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則を制定、昭和十三年六月十五日付官報を以て公布、十八日より實施した。本規則は四ヶ條より成る簡單なもので、その内容を説明すると次の如くである。

第二 法令の骨子

- 一 スフ及スフ絲は、如何なる名義を以てしても、最高価格を越ゆる對價を以て販売することは出来ない。最高価格を設定するスフ及スフ絲の種類は商工大臣が告示する(省令第一條)。
- 二 最高価格を設定されたスフ及スフ絲の販売については、最高価格を越ゆる對價を以て販売したと同一の利益を擧ぐる目的を以て、買戻約款を付したり、他の商品と併せ販売し其の他之に類似する行爲をなすことを得ない。例へば最高価格が百圓であつたとして、甲が乙に買戻約款付で九十圓で賣り、後甲が乙から七十圓で買戻し、更に、甲が乙に九十圓で賣るとせば、甲は乙に對し實質上百十圓で賣つたこととなり、最高価格を越ゆることとなる。これは違反だといふのである。スフ及スフ絲は最高価格で抑へられそれ以上の利益を以て賣れないので、他の商品、例へば絹紡絲の如き最高価格のないものと組み合せて賣り、絹紡絲の値に高値をつけて、實質上スフ及スフ絲を最高価格以上で賣つたと同じ利益をあげることが出来る。之は勿論形式的には、スフ及スフ絲の最高価格を越へないにしても、實質上最高価格を越ゆるものとして、禁止するのである。

る(省令第二條)。

- 三 最高価格を設定されたスフ及スフ絲は、その販売をなす月より五月目以後に於て受渡をなすことを條件として販売することを得ない、然し輸出注文があつた場合には、商工大臣の承認を受けて五ヶ月先のもので販売し得る(省令第三條)。
- 四 此の規定は、パルプの原料關係及スフ及スフ絲の需要増から、ともすれば現物が供給不足がちにあるので、五ヶ月先の賣買の如きは、抑制しようといふのである。
- 五 最高価格の設定されないスフ及スフ絲販売も自由に放任すると價格が不當に騰貴する虞があるので、之に對しては販賣者をして毎月十日迄に前月中の販賣數量及金額を商工大臣に届出でしむることとしたのである(省令第四條)。
- 六 本規則は六月十八日から施行する。然し施行前に最高価格を越へて既に販賣契約をなせるものに、強制するのは困難であるから、八月卅一日迄に引渡するものは本規則による最高價格の適用を除外する。然し九月一日以後にスフ及スフ絲を引渡すものは、本規則施行前になした販賣契約と雖も、最高価格を越ゆることを得ない(省令附則)。

七 尙スフ及スフ絲販賣價格取締規則は、輸出入品臨時措置法に基くものであるから、本規則の違反に對しては、措置法第五條を適用し、一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處することになる譯である。

第三 スフ公定價格

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲販賣價格取締規則によつて、最高價格を設定するスフ及スフ絲の種類、並に最高價格は、昭和十三年六月十五日付官報を以て商工大臣より告示され十八日より實施した。

ステープルファイバー及ステープルファイバー絲ノ種類及最高價格

ニ關スル告示(昭和十三年六月一五日) 商工省告示第一六〇號

第一 ステーブルファイバーの種類及最高價格

一 種類

ブライト

ダ

二 最高價格

(一) ステーブルファイバーを製造する者が販賣する場合

	最高價格 (單位百封度)			
	六月渡	七月渡	八月渡	九月渡
ナ ラ イ ト	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇	六五・〇〇
ダ ル	七五・〇〇	七五・〇〇	七五・〇〇	七五・〇〇

イ 無標品は五圓下げとす

ロ ブライトに付ては別表に依り格付を爲すものとす(別表略)

(二) ステーブルファイバーを販賣する者(ステープルファイバーを製造する者を除く)が消費者に對し販賣する場合

ステープルファイバーを製造する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の一を加へたる價格

第二 ステーブルファイバー絲の種類及最高價格

第二章 ステーブルファイバーの公定價格

一 種類

左に掲ぐるブライト絲

十番單絲、十六番單絲、二十番單絲、三十番單絲、四十番單絲、二十番双絲、三十番双絲、四十番双絲、六十番双絲、八十番双絲

二 最高價格

(一) ステープルファイバー絲を製造する者が販賣する場合

種 類	最 高 價 格 (單位百封度)			
	六月渡	七月渡	八月渡	九月渡
十番單絲	九一・五〇	九一・五〇	九一・五〇	九一・五〇
十六番單絲	九二・〇〇	九二・〇〇	九二・〇〇	九二・〇〇
二十番單絲	九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇	九三・〇〇
三十番單絲	九七・〇〇	九七・〇〇	九七・〇〇	九七・〇〇
四十番單絲	一〇二・五〇	一〇二・五〇	一〇二・五〇	一〇二・五〇
二十番双絲	九六・五〇	九六・五〇	九六・五〇	九六・五〇
三十番双絲	一〇三・〇〇	一〇三・〇〇	一〇三・〇〇	一〇三・〇〇

四十番双絲	一一〇・五〇	一一〇・五〇	一一〇・五〇	一一〇・五〇
六十番双絲	一三九・五〇	一三九・五〇	一三九・五〇	一三九・五〇
八十番双絲	一五八・五〇	一五八・五〇	一五八・五〇	一五八・五〇

イ 六十番双絲及八十番双絲にして瓦斯燒のものは五圓上げとす
 ロ 別表に依り格付を爲すものとす

別表(省略)

(二) ステープルファイバー絲を販賣する者(ステープルファイバー絲を製造する者を除く)が消費者に對し販賣する場合

ステープルファイバー絲を製造する者が販賣する場合の最高價格に其の百分の二を加へたる價格

格付(省略)

第四 スフ絲の番手制限

スフ絲の最高價格が設定されたので、最高價格のないスフ絲を作つて不當に利益を計るものが

第二章 ステープルファイバーの公定價格

出来て来ないとも限らないし、又不用不急のスフ絲の生産を抑制するため、商工省ではスフ絲の番手制限を行ふこととなり、輸出入品臨時措置法に基き、昭和十三年六月十五日付官報を以て之に關する省令を公布、十八日より施行することとなつた。尙本令違反は、輸出入品臨時措置法第五條によつて一年以下の懲役又は五千圓の罰金に處せられる。省令内容は次の如くである。

ステーブルファイバー番手制限ニ關スル件(昭和十三年六月一日 商工省令第三二二號)

ステーブルファイバー絲ヲ製造スル場合ニ於テハ其ノ太サヲ單絲ニ在リテハ英式番手十番、十六番、二十番又ハ四十番ト爲シ双絲ニ在リテハ二十番、三十番、四十番、六十番又ハ八十番ト爲スコトヲ要ス但シ特別ノ事情ニ依リ地方長官ノ許可ヲ受ケタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第五 スフ及スフ絲販賣價格取締規則と

物價取締規則との關係

ステーブルファイバー及ステーブルファイバー絲の最高價格は、纖維製品の最高價格制のトツプを切つたものである。スフ及スフ絲販賣價格取締規則に遵れて昭和十三年六月廿八日纖維製品販賣價格取締規則が公布されたが、此の規則の中からは、スフ及スフ絲販賣價格取締規則の適用

が除外され次いで七月廿八日纖維製品販賣價格取締規則は廢止され、物品販賣價格取締規則に吸収されたが此の物品規則の中でも、スフ及スフ絲販賣價格取締規則は除外されて、省令の重複を避けてゐるのである。結局スフ及スフ絲にして最高價格の設定されたものは、スフ及スフ絲販賣價格取締規則が適用され、最高價格のないものは、物品販賣價格取締規則が適用されるのである。

商業組合

商業者の組合團體としては、營業上の各種弊害を是正するための準則組合及重要物産同業組合があり、別に協同運動による産業組合があつたが、その後工業者及び輸出業者のために、工業組合及輸出組合が設けられ、それぞれ同業組合及産業組合の目的を併せ行ふことになり、その成績が良好なので、昭和七年法律第二十五號で商業者のために商業組合法が制定された。

この法律によつて組織されるのが、商業組合で、商業者とその商業の改良發達を圖るため共同の施設をなすのが目的である。そして、この組合の事業は左の如くである。

- イ、組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬、その他組合員の營業に關する共同施設
- ロ、組合員の營業統制

- ハ、組合員の營業に關する指導、研究、調査その他組合の目的を達するに必要な施設
- ニ、組合員に對する營業に必要な資金の貸付または組合員の貯金の受入



第十五講

石炭の配給統制



第十五講 石炭の配給統制

第一章 統制される石炭の知識

一 原料炭の重要性 石炭が産業の最も基本的な動力であることは此處に言を俟つまい。ボイラーの竈焚きをはじめとし、製鉄、鑄物用コークスやガスコークスの原料炭として無くてはならぬもので、石炭界に於ける浴場用、家庭用石炭の占める地位は意外に小さい。問題は工業用の石炭である。

そこで今回の國家管理を理解する前に、先づ石炭の性能にしたがつて、品種の區別を理解しなければならぬ。左に性能別の表を摘記しやう。

有煙炭

1 粘結性ある石炭——コークス用原料炭として使用される。

2 強熱性の石炭——カロリーが高いので、工場その他のボイラーなどの竈焚用の燃料炭として使はれる。

3 火持ちのよい石炭——煤の出ない白色煙の石炭で、カロリー即ち熱度は落ちるが、火持ちがよいので家庭用炭に用ひられる。

無煙炭

1 竈焚用燃料炭——汽車に用ひ煉炭製造に用ひられる。

2 灰分少く固定炭素多き石炭——コークス原料炭として使用される。

此處で先づ銘記して置かねばならぬことは、右の有煙炭と無煙炭を通じて特に重要なのはコークス原料炭だといふことである。右の表でいへば有煙炭の一、即ち粘結性炭と無煙炭の二、即ち灰分少く固定炭素多き石炭である。これは何れも特殊コークス炭として現在最も大切な石炭である。支那事變が進展するにつれ鉄鐵の増産のため、特殊鋼及鑄物用のコークス炭として、この有煙無煙の特殊コークス用原料炭だけは何を措いても優先的に供給を確保しなければならぬ。

二 適性利用の必要 わが國の石炭需給は國內産額に若干の輸入を加へれば、現在のところ

數量的には大體需給相等しいと見てよい。ところが近來八釜しく石炭饑饉が叫ばれるのは一に配給の不適正に歸する。つまり全體の數量から見れば需給が合致してゐるのだが、右に述べた大切な原料炭が惜気もなく竈焚用に用ひられ、ボイラー用炭が家庭用に使はれたりして、その用途が無駄に、且つ亂雑を極めてゐる。これを、石炭の適性に應じて、用途を統制乃至管理すれば、少くとも現下緊要の原料炭だけは、相當需給梗塞を緩和することが出来る。戦争に勝つため、即ち軍需生産力を維持擴張するためには、是が非でも直ちにこの原料炭を一塊といへども無駄なく原料炭本來の用途に集中させねばならない。

第二章 石炭配給統制の眼目

前章で述べたやうな事情から、政府は先づ石炭の適性利用を圖るため、原料炭の國家管理を行はねばならない。また石炭全般について、その原料炭たると竈焚炭たると、將た家庭用炭たるとを問はず、戦時下の石炭配給に關する命令權も政府の手に收めて置かねばならない。この命令權

は従來のままであると國家總動員法を俟たねば出來ない。併し御用船を一艘動かすにも、特別の軍需工場の運轉を確保するにも、或は原料炭の強制集中を圖るにも、とにかく政府は石炭の全般について自由な配給命令權を掌握して置かねばならない。

このため石炭配給統制規則(昭和十三年九月一九日商工省令第八〇號)(改正 同年一〇月商工省令第八五號)が制定された。その眼目は右の趣旨から

1 製鉄用、銑鐵鑄物用コークス及瓦斯製造用原料炭の適正利用を圖るためその配給を政府の統制下に置いた。

2 軍需と特殊民需に石炭の供給確保を圖るため、石炭全體に對して政府の配給命令權を規定した。

の二點とした。これで當面の戦時の石炭配給が政府の強い統制下に置かれたわけである。

第三章 石炭配給統制規則の内容

一 條文の中心點 石炭配給統制規則は輸出入品臨時措置法第二條に基き、昭和十三年十月一日施行、條文は全八ヶ條、十月五日商工省令第八十五號で、統制を一部緩和改正された。條文の構成は

(一) 政府の直接的な配給管理の命令權を第一條に置き

(二) 昭和石炭會社に統制された石炭の配給統制は昭和石炭に代行させ、昭和石炭の發行する切符制に強制力を與へる措置を第三條に規定し

(三) 以上の特殊な石炭に限らず、石炭全般に對する商工大臣の廣汎な配給命令權を第六條に規定し

以上の三ヶ條を中心に種々の關係條項が整備されてゐる。

二 一號炭と二號炭の意味 而して省令の終りに「別表」を附して一號と二號に分けて炭坑が

列挙されてゐるが、そのうち一號に屬するものは右の第一の政府の直接管理を受ける石炭で、第二號に屬するものは右の第二の昭和石炭の代行管理を受けるもの（つまり昭和石炭の切符制によるもの）の意味である。だから第一條（政府の直接管理）で抑へる石炭には第一號の石炭といふ文字が使つてあり、第三條（代行管理）の場合は、第二號の石炭といふ文字になつてゐる。この區別と使ひ分をよく呑み込んで置かないと、以下條文の構成の理解が出来ない。

三 條文の内容

(一) 石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第一號の石炭は商工大臣の許可を受けなければ之を販賣することを得ない。販賣の文字のうちには本則施行前にした契約による引渡も含む（省令第一條第一項）。

(二) 但し、左に掲げる場合は商工大臣の許可を受けなくても宜しい（省令第一條但書）。

1 左の如きものの販賣の場合

(イ) 御料品

(ロ) 官廳用品

(ハ) 軍用品

(ニ) 船舶用品

2 別表一號炭のどれかの一つについて、販賣業者に對する販賣契約數量が一月當り二百五十噸を越えないとき。また、使用者に對する販賣契約數量が、工場、事業場その他の使用場所單位に、一ヶ月當り二百五十噸を越えないとき

3 天災事變その他止むを得ない事由で、政府の許可を受けることが出来なかつたとき

(三) 石炭の生産業者又は販賣業者が前條の許可を受けやうとするときは左の事項を書いた許可申請書を商工大臣に提出しなければならない（省令第二條）。

一、種類、販賣數量及價格

二、販賣先及販賣先に於ける用途

三、納期及納入場所

(四) 石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第二號の石炭は、商工大臣の指定する者の發行する石炭割當證明書と引換でなければ石炭使用者に對し之を販賣することを得ない（省令

第三條。

(五) 但し、左に掲げる場合は割當證と引換でなくとも宜しい(省令第三條但書)。

1 左の如きものの販賣の場合

(イ) 御料品

(ロ) 官廳用品

(ハ) 軍用品

(ニ) 船舶用品

(ホ) 製鉄用若くは鉄鑄物用コークス又は瓦斯の製造用原料として適當でないもの

2 石炭の販賣契約數量が別表第二號石炭のどれでも一つについて、使用場所單位に一ヶ月當り二百五十匁を越えないとき

3 天災事變その他の止むを得ない事由によつて割當證明書を受けることが出来ないとき

(六) 第三條の規定により商工大臣は左の如く指定した(昭和一三年九月一九日商工省告示第二

七七號)

昭和石炭株式會

(七) 石炭の使用者は、第一條又は第三條によつて買受けた石炭を他に譲渡することを得ない。但し特別の事情で商工大臣の許可を受けた場合は宜しい(省令第四條)。

(八) 石炭の生産業者又は販賣業者は、別表第一號炭及第二號炭について、左の事項を記載した帳簿を備へて置かねばならぬ(省令第五條)。

1 生産又は購入した石炭の種類別の數量及價格、約定及受入の年月日並に購入先の氏名、名稱及住所

2 販賣した石炭の種類別及用途別の數量及價格、約定及引渡の年月日、引渡場所並に販賣先の氏名、名稱及住所

3 毎月末に於ける種類別の貯炭數量

(九) 商工大臣が石炭の需給を調整するため特に必要ありと認めるときは、石炭の生産業者又は販賣業者に對し、石炭の供給先若くは供給方法、供給する石炭の種類若くは數量又は

貯炭につき必要なる命令を爲すことがある(省令第六條)。

(十) 商工大臣が必要ありと認めるときは、當該官吏をして、石炭の生産業者又は販賣業者の帳簿其の他の検査をなさしめることが出来る(省令第七條第一項)。

(十一) 地方長官が必要ありと認めるときは當該官吏をして、石炭の販賣業者の帳簿其の他の検査を爲さしめることが出来る(省令第七條第二項)。

(十二) 石炭の生産業者又は販賣業者が石炭割當證明書と引換へに石炭を販賣したときは、遅滞なく石炭の販賣先、種類別の數量及價格、並に引渡の年月日とその石炭割當證明書の發行者に報告しなければならぬ(省令第八條)。

別表

第一號

高島炭	芳野浦炭
崎戸炭	江迎炭
鹿町炭	江里炭
	矢岳炭

平田山三坑炭	平和炭
權現山無煙炭	空知炭
魚貫無煙炭	新夕張炭
塔路炭	眞谷地炭
撫順炭	大夕張炭
本溪湖炭	茂尻炭
北票炭	砂川炭
密山炭	歌志内炭
北樺太炭	上歌志内炭
大同炭、開平炭、中興炭、井陘炭	新歌志内炭
其他支那より輸入する石炭	嘉穂炭
佛領印度支那炭	平山炭
	吉隈炭

第二號

第三章 石炭配給統制規則の内容

四 條文の字句註釋 右の條文のうち第一條の生産業者といふのは炭坑業者、販賣業者といふのは問屋、ブローカーの意味である。第三條の「商工大臣ノ指定スル者」とあるはその後に告示された昭和石炭株式會社の謂である。第四條の讓渡禁止の除外例「特別ノ事情ニ依リ」といふのは事業を止めて石炭が不要になつたとか、特別に他の業者に割當石炭を立替融通するとかの場合の謂である。

第六條の「石炭」とあるのは第一號炭とか第二號炭とかに限らず凡そ石炭と名のつくもの全部の謂である。

第七條に於て、商工大臣は生産業者と販賣業者の何れに對しても検査權を持つてゐるが、地方長官の検査權は販賣業者に對してのみに限られてゐるので、この點を混同してはならぬ。

第四章 配給統制の運用方針

一 切符制の除外例 第三條但書は切符制の除外例を列舉してゐるが、そのうち「(ハ)製鉄用

若ハ鉄鐵鑄用物用コークス又ハ瓦斯ノ製造用原料トシテ適當ナラザルモノ」とは粉炭であつて、當該原料として適當なるもの以外のもの、即ち塊炭(大、中、小塊炭を含む)、切込炭、微粉炭及沈澱炭並粉炭であつて、當該原料として適當でないものをいふのである(昭和一三年一〇月四日物資調整局第一部長通牒)。

一 當該原料として適當なるもの 現在銘柄に付ては左に掲げるものを右の當該原料として適當なものとする(同右通牒)。

第二號炭名 原料適當炭ノ銘柄

夕張炭	夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉
平和炭	夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉
新夕張炭	夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉
眞谷地炭	夕張粉、夕張特粉、新夕張特粉、眞谷地特粉
空知炭	神威粉、神威特粉
砂川炭	砂川上粉

第四章 配給統制の運用方針

- 大夕張炭 大夕張粉、大夕張洗粉
- 茂尻炭 茂尻A洗粉、茂尻B洗粉、茂尻洗粉
- 歌志内炭 歌志内洗粉
- 上歌志内炭 上歌志内洗粉、上歌志内十番粉
- 新歌志内炭 新歌志内洗粉
- 嘉穂炭 嘉穂洗粉、嘉穂三尺洗粉
- 平山炭 平山洗粉、平山四尺洗粉
- 吉隈炭 吉隈洗粉

——經濟警察必携終——

鹽野司法大臣訓示

(昭和十三年九月一日)
經濟係實務家會同に於ける

一 支那事變勃發以來既に一年有餘を閲し、御稜威の下皇軍將士の勇戰奮闘に因り着々戰果を收め、敵が最後の據點・恃む漢口の陥落も既に目睫の間に在り、國威燦然として八紘に輝きつつあることは、洵に感激の至に耐へざるところであります。然し乍ら今後事變の最後の解決を得るが爲には、尙幾多の艱難に遭遇することあるべきは豫想に難からざるところでありまして、又滿洲國に接壤するソヴェエト聯邦は、遂に張鼓峰事件を契機として兵を動かし、我國も之に應じて砲火を交ふるの已むなきに至りしも、幸ひ外交交渉の結果暫時小康を保つて居りますが、今後の推移は容易に逆睹し能はざるものがあり、加之戰は既に長期

體制に入り、我等銃後に在る者の責任は愈々其の重きを加へ來りたるものと言はなければなりません。申す迄もなく現代の戰爭は單なる武力戰に止らず、國の人的並に物的の凡ゆる資源を綜合したる所謂綜合的國力の戰でありまして、殊に經濟力の確保は戰爭目的達成の爲に最も重きを置かねばならぬ點であります。此の經濟力確保の爲、支那事變關係の各種統制法令に基く經濟の統制は漸次其の強度を加へ來つたのでありますが、就中輸出入品等に関する臨時措置に關する法律に基く物資並に物價の統制最も強度を加へ、之に伴ひ各種の違犯續出するに至り取締並に處罰の方面に於ても、其の對策を考究するの必要を認むるに至つた

のでありまして、今回各位を召集するに至りました所以のものも實に茲に存するのであります。

一 今次の經濟統制は、其の廣汎なることに於て又其の強度なることに於て、我國の未だ嘗て經驗せざりし劃期的のものと言ふべきであります。聖戰の目的遂行の爲には眞に已むを得ざるどころであります。故に此の統制に違反する行爲は、國策に背叛する非國民的行爲と申しても過言ではないのであります。然し乍ら從來久しく自由なる活動を許され居りました各種の業者にとつては、今次の統制は眞に青天の霹靂とも申すべく其の狼狽困惑察するに餘りあるのであります。されば違反取締の局に當るものは、國民をして此の統制は眞に已むを得ざるどころであつて、之に違反する行爲は、國策に背叛する非國民的行爲なることを十分旨得せしめ、違反なきを期することが最も緊要でありまして、既に起りました違反行爲を

處罰するに付ても、克く此の間の事情を考慮するの必要あるものと信ずるのであります。即ち自己の行爲が國策に背叛することを熟知し乍ら、専ら私利を圖るが爲に違反を敢てするが如き重大且、惡質なるものに對しては、徹底的に之を糾弾して其の責任を追及すべきは何等の躊躇を要せざるところであつて、檢舉並に處罰の目標は當に茲に存するのであります。犯情輕微又は法規の不知に基くもの等に對しては、寛容の態度を以て之に臨み、苟くも苛禁に亘り嚴懲に失するが如きことを期さなければならぬと思ひます。事犯の檢舉並に處罰が苛察嚴酷に失するときは、國民をして國策遂行に對する協力を嫌忌するの念を生ぜしむるに至るべく、國民の思想上に及ぼす影響に付ては十分なる御留意あらむことを冀ふ次第であります。

一 裁判、檢察の職務は其の關涉するところ社

會の全般に及ぶが故に、適正妥當眞に國民をして悦服せしむるが如く事犯の處理を爲すが爲には、財界、産業界其の他社會の凡ゆる部門に對する專門的知識の吸收に努め、社會事象を正確に認識すると共に、其の事犯が社會上如何なる重要性を有するものなるかを、十分に考慮するの必要あることは勿論でありまして、各位は從來此の方面に付ても不斷の努力を拂はれ來つたのであります。唯從來は斯る専門的知識の吸收も、其の主眼點は社會事象を正確に認識するに必要なるが爲なりと考へられ、事犯の社會的重要性の考慮に付ては、比較的閉却せらるるの傾向があつたのではないかと思料せらるるのであります。然るに今次の經濟統制違反の犯罪の處罰に付ては、其の行爲が現下我國策遂行の上に於て、如何なる障礙を來すべきかといふことを正確に認識するに非ざれば、到底適正妥當なる處理は不可能なることを痛感せらる

るに至つたのでありまして、各位は今後も仍一層此の方面に努力せられんことを切望致す次第であります。

一 裁判、檢察の事務を處理するに當つては、其の適正なることを期すべきは勿論であります。が、更に之を出來得る限り迅速に處理することが、其の目的を達する上に於て肝要と考へられるのでありまして、此の點は屢々訓示致したところであります。今次の經濟統制違反の事件は規模大なる商取引に關聯するもの多きが爲、其の處理迅速を缺くが如きことがありましたならば、取引の不安定なる状態が徒らに繼續して各般の支障を生ずる虞があり、又統制の具體的方針は時局の推移に隨ひ時に變更を見、從つて法令も亦改廢せらるるが如きことありと考へられますので、迅速に處理せられざるに於ては自懲他戒の實效を擧ぐることに頗る困難でありますから、此の點に付格段の御

配慮あらんことを望む次第であります。

一 今次の經濟統制の強化に伴ひ、不幸業を失ひ又職を轉ずるの已むなきに至りたる者は其の數相當の多數に上り、此等は孰れも國策遂行上の犠牲者とも申すべく、同情の念轉た禁ずる能はざるものがあるのであります。政府に於ては其の對策の樹立と實行とに鋭意努力致して居る次第であります。が、過渡期に於て或る程度の社會不安の件ふ慮あることは否定し難きところでありまして、此の間隙に乗じ不穩なる思想の醸成せられ不逞なる行動に出づる者なきを保し難く、之に依り銃後の治安が攪亂せられ戰爭目的の遂行に些かにても支障を生ずるが如きことがありましたならば、痛恨此の上もない次第であります。故に各位は克く社會の實情を調査して思想運動の動向を察し、銃後の治安を確保するに萬端なきを期せられたいのであります。

本間警保局長口演要旨

(昭和十三年八月二十五日)
經濟警察主務課長會議に於ける

戦時下に於ける國防經濟の確立の爲に經濟統制が愈々強化せられ、統制諸法令は相並いで公布施行せらるるに至りましたので、警察當局に於ても戰爭目的遂行の爲に之等諸法令の實施を確保して其の運営の圓滑を圖りますと共に治安維持の完璧を期せねばなりません。然しながら、其の重大なる任務を遂行致しますには、現在の警察機構を以てしては到底之に即應し得ない状態にありましたので、斯る新事態に對應する爲に今回新に經濟警察の組織を整備することに相成つた次第であります。

經濟警察運用に關する根本的態度といたしましては、先づ統制諸法令の實施を確保することが絶

對的に必要でありますので、之等法令の違反に對しましては國策を紊る反國家的行爲として斷乎たる態度を以て之に蒞み、國策に對する取締を徹底して自懲他戒の實を擧ぐる様に致されたいのであります。尙經濟警察運用の實效を擧げる上からいたしまして警察全體をして、最も緊密なる連絡の下に眞に協力一體となつて事に當らしむると共に、經濟部其他關係方面とも克く連繫を保持して間隙のない様に御留意を願ひたいのであります。

以上申し上げました如く經濟警察の任務は極めて重大でありまして其の運用の適否は、直ちに一般國民生活及び國民思想に極めて大なる影響を及

ぼしますので此の際部下吏僚を戒め事に當つては最も慎重なる態度を以て蒞ましめ苟も其の運用を謬るが如きことの無い様留意せられ以て戰爭目的の遂行の爲に聊かも遺憾のない様切望して竭まない次第であります。

清水經濟保安課長口演要旨

(昭和十三年八月二十五日)
經濟警察主務課長會議に於ける)

聖戰の目的を貫徹する爲には物心兩方面に亘り國力を總動員することが緊急の要求でありますので、警察當局に於きましても此の戰爭目的遂行の爲に統制諸法令の實施を確保して其の運営の圓滑を期することが絶対に必要と相成つた次第であります。随ひまして之等諸法令に違反する者に對しましては斷乎として取締並檢舉を爲すことが根本方針であります。

素る反國家的行爲であることを充分國民に理解せしむると共に、其の徹底を圖り國民をして心より國策に協力せしむるの方法を講ずべきであります。

然しながら、之が具體的實踐方法として考慮せられますことは、

第二 は警察機構を有機的に活用して絶えず統制諸法令の施行状況を監視して、其の實施を確保すると共に違反の虞ある場合に於ては、更に適當なる事前的措置に依りまして萬全なる防犯の方策を講ずることあります。

第一 に之等統制諸法令違反に就ては未だ一般に反道徳性の念が乏しいので、統制諸法令は戰時國策遂行の爲絕對必要で、隨て其の違反は國策を

第三 は檢舉に就き重大又は惡質なる犯罪に主力を注ぎ輕微なる事案に對しては徒らに前察に亘らざる様篤と留意することあります。

第四 は統制諸法令實施の結果職業團體の已む

なきに至りました者に對しては速かに關係當局と協力して積極的に凡ゆる方途を講ずることであり
ます。

經濟警察運用の適否は一般國民の生活及國民思想に及ぼす影響が大でありますので、之が執行に當る警察官に對しましては十分に法令を理解徹底せしむる等、教養に努められ、之が運用を謬ることのない様にいたされたいのであります。

又警察官の一般民衆に臨む態度に就きましても統制諸法令の性質に稽へまして國民をして國策に順應せしむる様に指導すると謂ふ心構へで懇切丁寧を旨とする様にせられたいのであります。

次に、經濟警察實施の状況を申し上げますと、八月十五日現在に於きまして輸出入品等臨時措置法に基く綿製品、皮革製品、ゴム製品其の他の取締省令の違反檢舉總件数は九千八百餘件、檢舉人員一萬百餘人で其中惡質なるものは一千百餘件、

人員二千百餘人に及んで居ります。

更に之等統制諸法令實施の影響を觀まするに、七月廿五日現在に於きましては綿製品、皮革製品、ゴム製品關係で事業の休廢止又は操短いたしたものが一萬七千八百件で其の全従業員は十九萬一千餘人、全失業者が三萬六千三百餘人に達してゐる状況であります。經濟警察機構の整備に關しては本月三日官制が公布せられましたので各廳府縣に於かれましては夫々機構を整備せられつゝあるのであります。

本省に於きましては客月二十九日警保局内に經濟保安課が設置されました、私が課長を拜命いたしましたのであります。經濟保安課の事務内容といひましたは、取扱ふべき統制法令の範圍を

- 1 輸出入品等に關する臨時措置に關する法律並に之に基く關係法令
- 2 暴利取締令

3 其の他必要に應じ關係省及關係部局と協議し經濟保安課に於て取扱ふものと決定したる法令

と致したのであります。又事務内容としては

第一は經濟情報 であります。之は保安課主管の運動狀勢に對する視察取締に密接な關係がありますので經濟保安課が主、保安課が従と謂ふ關係に於きまして共管といたしました。又從來局長書記別室に於て取扱つて居りました經濟情報は本課に移管致しました。

第二は執行に關する指導連絡の事務 であります。之は

- 1 關係諸法令の違反防止及び取締並に之に關聯する事項に關する指示通牒
- 2 關係省との連絡
- 3 經濟警察に關する教養訓練
- 4 關係法令の趣旨徹底方策

5 物資調整に伴ふ轉業、離職に關聯する事項であります

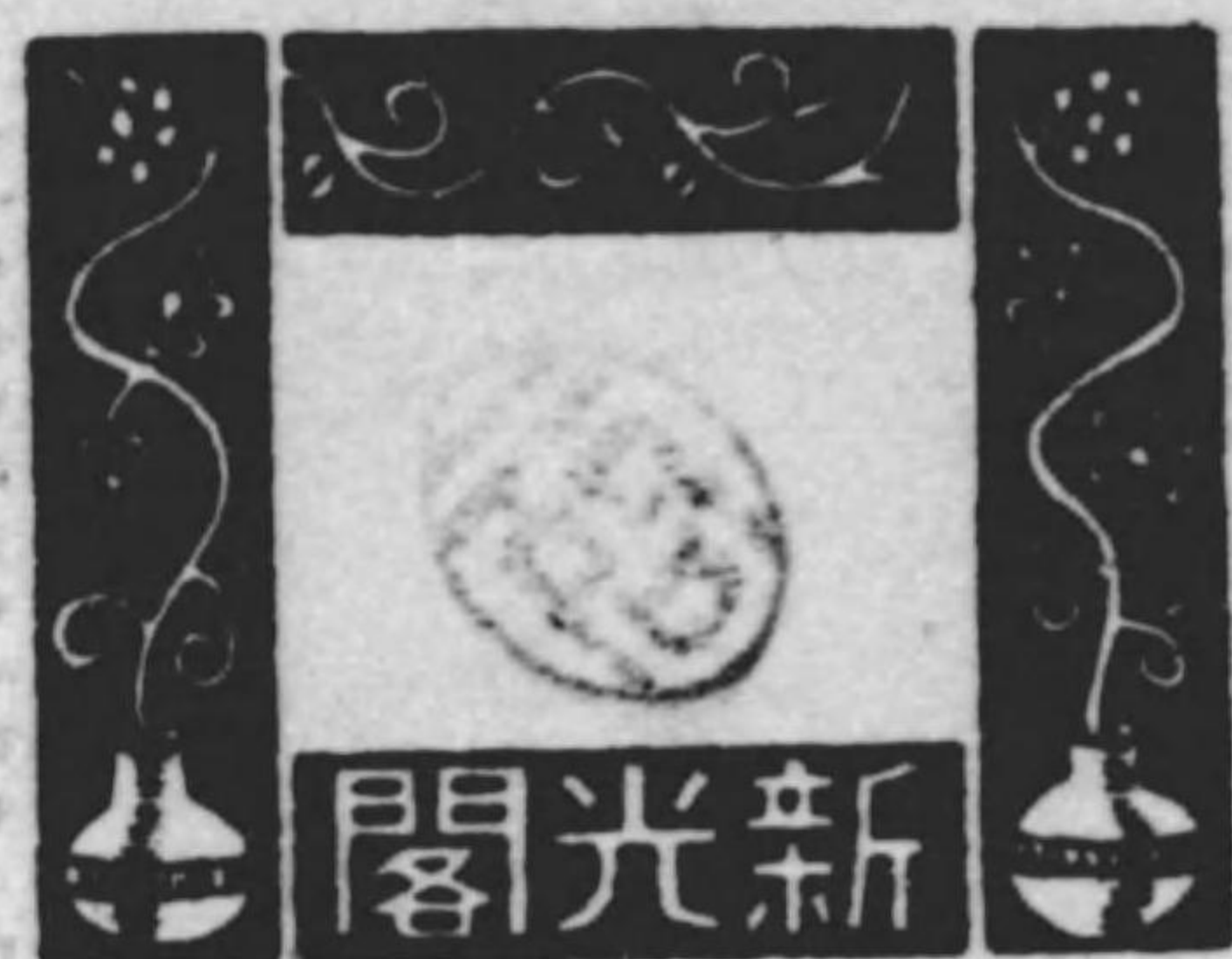
第三は關係法令の違反檢舉に關する事項 であります。之は

- 1 檢舉に關する連絡指導
- 2 檢舉に關する情報
- 3 關係諸法令の違反に關する研究等であります。

本省並に各廳府縣への申(通)報の問題であります。が、廳府縣の經濟保安課又は經濟保安係に於ては本省並に各廳府縣に對する申(通)報は統制諸法令の違反檢舉に關する情報並に報告に止め、經濟一般に關する情報は經濟保安課又は經濟保安係の現在の組織と執行事務の繁多の事情と且は情報の重複を避くる爲に從來經濟情報を取扱ひたる特高課其の他に於て申(通)報せしむることに御取扱ひを願ひたいのであります。

最後に重ねて申し上げますが、今回の經濟統制は我が國の未だ經驗しなかつた劃期的なものでありまして其の運營の適否は戰爭目的遂行に重大なる關係がありますと共に治安上にも重大なる影響を及ぼす處がありますので、警察一體となり經濟統制法令の運用に就いては些も遺憾のない様御努力を願ひたいのであります。

昭和十三年十月廿五日 印刷
昭和十三年十月三十日 發行
昭和十三年十月卅一日 再版發行
昭和十三年十一月二日 三版發行
昭和十三年十一月廿二日 四版發行
昭和十三年十二月二日 五版發行



經濟警察必携

定價 一圓四十錢

著者 商工行政調查會

發行者 上野 豪彦

東京市神田區淡路町二ノ七

印刷者 横山 喜助

東京市神田區美土代町三三

東京市神田區淡路町二ノ七

發行所 新光閣

振替東京一三一〇一七番

電話神田 (二〇一〇番)

(二〇一一番)

新 光 閣 刊 行 圖 書

警視廳警務課 長谷川耕南書 楠公湊川碑

和綴法帖
定價一圓十錢

情報委員會 長 橫溝光暉著

第一線の行政
事務刷新

規格A百十頁
定價六十錢

法學士 山田洋一郎編 警察受驗叢書

五册一組
特價二圓全錢

法學士 島津嘉孝著 口述受驗叢書

五册一組
特價三圓

司法省鑑定醫 菊地甚一著 犯罪心理研究

菊判六百廿頁
定價四圓七錢

衛生主事補 狩野永治郎著

傳染病豫防の理論
と實際

四六判二百頁
定價一圓

陸軍少將 河野恒吉著 戦はずして勝つ

四六判三百頁
定價一圓三錢

元警視總監 長谷川久一著 路ノ臺の露

四六判二百六十五頁
定價八十錢

佐久間啓莊編 官公吏心鑑

三六判二百頁
定價六十錢

福安岡縣 野上傳藏著 警察訓話

菊判二百五十頁
定價一圓三錢

新光閣調查部編 警察法規類纂

三六判二千頁
定價二圓五錢

警察講習所發行 第一期本科講習錄

菊判二百五十頁
定價五十錢

新 光 閣 刊 行 圖 書

新 光 閣 刊 行 圖 書

拓務書記官 有松 昇著 商業組合法逐條字解 規格B三百頁 定價一圓半錢

報知新聞記者 楠瀬 正澄著 搜查戰線秘錄 興判二百五十頁 定價七十五錢

關東廳警察 米滿 盛信著 唐手術の研究 四六判二百頁 定價八十錢

工場管理研究會編 從業員待遇諸規定總攬 菊判千二百頁 定價十五圓

大阪地方職業 遊佐 敏彦著 産業組織と失業問題 菊判三百七頁 定價二圓四十錢

內務省社會局 小野崎武夫著 工場實務提要 四六判四百頁 定價一圓七錢

新 光 閣 刊 行 圖 書

新光閣編輯部編 社會運動團體カード カード式綴込 定價一圓

中川 矩方著 思想犯罪搜查提要 興判五百五十頁 定價一圓四十錢

企畫 藤田 工著 新官吏道の提唱 四六判五十頁 定價十二錢

內務事務官 加藤祐三郎著 非常時に於ける特高警察の任務 興判八十餘頁 定價十五錢

田邊三郎 共著 愛國運動闘士列傳 小杉賢二 四六判三百頁 定價一圓

福岡縣通譯 合屋 叶著 英文外事警察必携 興判二百餘頁 定價八十錢

新 光 閣 刊 行 圖 書

司法書記官 大竹武七郎著 思想犯罪取締法要論 興判三百餘頁 定價一圓三十錢	企 畫 藤 田 工著 特 高 必 携 興判四五〇餘頁 定價一圓二十錢	檢 事 山 口 弘 三著 檢學より送致まで 興判三五〇餘頁 定價八十錢	喜入虎太郎著 國家主義運動の理論 と現況 新興判三百頁 定價八十錢	司法省鑑定醫 菊 地 雲 一著 思想犯罪の諸問題 菊判二百廿頁 定價一圓卅錢	報知新聞記者 楠 瀨 正 澄著 共產黨運動の研究 興判二百餘頁 定價一圓
--	---	--	---	---	---

新 光 閣 刊 行 圖 書

檢 事 山 口 弘 三著 取調の要件と意 見書の書方 興判百八十頁 定價八十錢	京 都 府 外 山 福 男著 警察官の教養及 待遇改善 興判百九十頁 定價八十錢	三 重 縣 渡 邊 男 二 郎著 警察官の日常 經濟知識 興判百六十頁 附 錄 附 定價八十錢	警 視 百 鳥 喜 一著 警察講演訓示大成 興判四百五十頁 定價一圓半錢	企 畫 藤 田 工著 日本精神新講 四六判三百頁 定價一圓半錢	加藤咄堂著 警察思想讀本 菊判百五十頁 定價九十錢
---	--	--	---	--	------------------------------------

新 光 閣 刊 行 圖 書

社會運動通信 繁田淺二著
 勞働爭議の戰術と對策
 奧判百八十頁 定價七十錢

前內務省 南波奎三郎著
 辯護學
 菊判六百餘頁 定價三圓八十錢

少年審判所 大西輝一著
 犯罪手口の研究
 奧判六百餘頁 定價一圓七錢

西山一郎著
 警察實務教程
 奧判三百餘頁 定價一圓四錢

穴原信吉著
 警務必携
 奧判四百卅頁 定價一圓七錢

報知新聞記者 楠瀬正澄著
 實例搜查科學
 奧判二百五十頁 定價一圓

購入

2295



3182

